



平塚市内中小企業必見



中小事業者向け

総合支援ガイド

持続可能な企業発展に向けて！
平塚市は企業の成長を強力に支援します！

脱炭素化に繋がる設備を導入したいんだけど使える補助金はあるかな？

自社の省エネ化について相談したい・・・！

脱炭素支援パッケージ



- 脱炭素・省エネアドバイザー派遣
- 脱炭素設備投資促進補助金
- 脱炭素設備資金
- 減税制度

DX化に対する支援



- ITコーディネータ派遣
- 中小企業等DX支援補助金

人材育成・雇用に対する支援



- DX人材育成体制構築奨励金
- 正規雇用促進補助金

労働環境の改善に対する支援



- 子育て支援企業応援アドバイザー派遣
- 子育て支援企業応援奨励金
- 中小企業等賃上げ応援奨励金

脱炭素支援パッケージ

中小事業者の脱炭素・省エネ化への取組を支援するため、4ステップをご案内します。



ステップ Step 1

相談

脱炭素・省エネアドバイザー派遣

自社の二酸化炭素排出量の算定、導入予定の設備の省エネ効果の確認、設備導入計画の策定など、中小事業者の脱炭素・省エネ化の課題を専門の技術士が支援します。

※脱炭素設備投資促進補助金の事前確認に活用できます。

費用 無料(4回まで)

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込



ステップ Step 2

補助制度の活用

脱炭素設備投資促進補助金

設備導入に活用できる補助制度を紹介します。

中小事業者の脱炭素化および生産性向上に資する設備を導入した際に経費の一部を補助します。

- ①年間CO₂排出量2%以上の削減が見込まれる30万円以上の設備導入に係る経費
- ②「機械及び装置」に位置付けられる償却資産であること
- ③脱炭素や省エネに資する取組であることが客観的に確認できること
- ④省エネルギー設備にあつては、市内事業所における炭素生産性が2%以上向上する計画であること。
また、既存の設備に対して導入設備の日本標準商品分類に掲げる小分類が同一ではないこと(既存設備の更新は対象外)。

補助率(再生可能エネルギー設備)

・補助対象経費が30万円以上

5分の1と8万円/kWを比較して低い額
(上限300万円)

全ての経費を市内発注した場合または「かながわ再エネ電力利用事業者」が申請する場合

3分の1と10万円/kWを比較して低い額(上限500万円)

補助率(省エネルギー設備)

・補助対象経費が300万円以上の場合

5分の1(上限200万円)

・補助対象経費が30~300万円未満の場合

5分の1(上限50万円)

3分の1

対象者

市内に事業所がある中小事業者

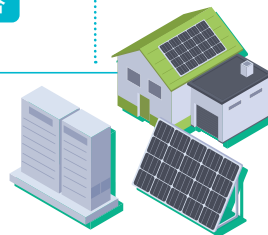
※社福、一社、NPO等、法人格を持つ事業者も幅広く対象

申請期間

令和7年4月1日~令和8年1月31日

対象期間

令和7年4月1日~令和8年2月28日



ステップ Step 3

制度融資の活用

脱炭素設備資金

設備導入に係る信用保証料、利子に対して補助します。

中小企業制度融資に脱炭素設備資金を設け、脱炭素や省エネに資する設備導入を資金面で支援します。

補助金額

信用保証料(上限25万円)

利子を3年間全額補助(上限25万円)

対象者

市内に事業所がある、中小企業信用保険法で定める中小企業、事業協同組合、NPO法人

対象設備

CO₂排出量が2%以上削減される設備導入

融資限度額

4,000万円

利率

2.1%以内



ステップ Step 4

減税制度

減税制度

先端設備等導入計画の認定を受けると、導入した設備に対して減額が受けられます。

労働生産性向上に資する設備を導入する際に、先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けて導入した設備について、導入後固定資産税を軽減します。

補助金額

先端設備等導入計画に基づいて1.5%以上の賃上げ方針を位置付けると、新たに取得した設備の固定資産税を3年間2分の1に軽減 3%以上の賃上げ方針を位置付けると、最長5年間4分の1に軽減

さらに

利子を2年間全額補助(上限25万円)

平塚市中小企業制度融資の利用で

対象者

資本金額1億円以下の法人(大企業の子会社を除く)もしくは従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者

対象設備

労働生産性が年平均3%以上向上し、取得額が一定以上の機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備

※軽減措置を受けるためには、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる設備である必要があります。



DX化に対する支援



中小企業等DX支援補助金

中小事業者等のデジタル化及びIoT・AIを活用したシステム等の導入によるビジネスモデルの変革や競争力強化等に資するDXの取組みに繋がるソフトウェア等の導入を行った場合に、経費の一部を補助します。

補助率 (デジタルツール導入コース)

生産性向上の目標達成のために必要なソフトウェア (既存データと組み合わせたソフトウェアまたは複数のソフトウェア) の導入に係る経費。ただしその総額が100万円以上のものに限る。

3分の1 (上限50万円)

補助率 (IoT・AI導入支援コース)

不良製品の自動検出による検品作業など、IoT・AI導入に係る計画を策定し、ハード・ソフトウェア、コンサルティングなどに係る経費。ただしその総額が100万円以上のものに限る。

2分の1 (上限200万円)

※市が派遣するITコーディネータによる事業計画書の事前確認が必要。 ※既製品 (設定費含む) 以外のものを購入する場合、2社以上からの見積りが必要。

- 対象者 市内に事業所がある中小事業者
申請期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日
対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日



セットでご活用ください

ITコーディネータ派遣

ITツールの導入やDXを推進する人材の育成等を検討している市内中小企業等に対し、ITの専門家であるITコーディネータを無料で派遣します。

- 相談内容
①IT化に関する全般的な相談
②ITツールの導入に関する相談→ [中小企業等DX支援補助金](#) へ
③DX人材の育成(事業内職業能力開発計画の作成)に関する相談→ [DX人材育成体制構築奨励金](#) へ

- 費用 無料 (4回まで)
申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込

※中小企業等DX支援補助金・DX人材育成体制構築奨励金の申請にはITコーディネータの事前確認が必要。



セットでご活用ください

人材育成・雇用に対する支援

DX人材育成体制構築奨励金

中小事業者のリスクリングを支援するため、DX人材の育成・能力開発をはじめとする、社内の人材育成体制の整備に取り組んだ事業者に奨励金を支給します。

- ①新たに事業内職業能力開発計画を作成すること
- ②DXを推進する人材の能力開発及び向上に資する計画であること
- ③市の派遣するITコーディネータにより、事業の妥当性が確認されていること

交付額 **1事業者につき10万円**

- 対象者 市内に本店及び事業所がある中小事業者
申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日



正規雇用促進補助金

市内在住の就職困難者*1や子育て世代の女性**2の市内事業者への正規雇用を促進するため、事業者が負担する経費の一部を補助します。

※1 障がい者、ひとり親家庭、生活保護受給者、妊娠/出産/育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高年齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者
※2 30歳～49歳の女性

補助率 雇用契約書又は労働条件通知書で定める月額基本給

2分の1 (上限60万円)
月額上限10万円の最大6ヶ月相当分

3ヶ月ごとに2回申請or6ヶ月で1回申請が可能

- 対象者 市内に事業所がある中小事業者
申請期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日



労働環境の改善に対する支援



子育て支援企業応援アドバイザー派遣

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に関する様々な課題の解決を支援するため、市内中小事業者へ無料で専門家（社会保険労務士）を派遣します。
※子育て支援企業応援奨励金申請の際もご活用ください。

費用 無料（1回2時間以内、4回まで）

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込



子育て支援企業応援奨励金

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小事業者へ奨励金を支給します。

- ①一般事業主行動計画（次世代法）を策定・届出・公表・従業員へ周知しており、計画期間内であること
- ②一般事業主行動計画の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が、3項目以上あること
- ③一般事業主行動計画に基づき、令和7年3月1日以降新たに就業規則を定め又は改定していること ※他要件あり

交付額 **1事業者につき20万円**

従業員の奨学金返還支援制度を新たに導入した場合、5万円上乘せ。

対象者 市内に本店及び事業所を有し、常時雇用する従業員が100人以下の中小事業者である平塚市イクボス宣言企業

申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日



中小企業等賃上げ応援奨励金

従業員のモチベーション向上や人材の流出阻止等のために賃上げを実施した中小企業等に対し、奨励金を支給します。

- ①市内に事業所を有し、常時雇用する従業員が5人以上であること
- ②令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、従業員の基本給を1人平均1.5%以上増加させた事業者
- ③賃上げより前の基本給と賃上げ後の基本給との1年間の差額の全従業員の合計金額が、従業員数及び基本給の1人平均増加率に応じた金額を超えること。
(詳細は市ウェブページを参照)

交付額 **1事業者につき10～30万円**

対象者 市内に事業所がある中小企業等

申請期間 令和7年4月1日～令和8年1月31日



このチラシは各制度の概要をまとめたものです。
制度の活用前には必ずホームページで詳細をご確認ください。



問い合わせ先

平塚市産業振興課
TEL0463-21-9758(平日8時30分から17時00分まで)
FAX0463-35-8125
E-mail:sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp